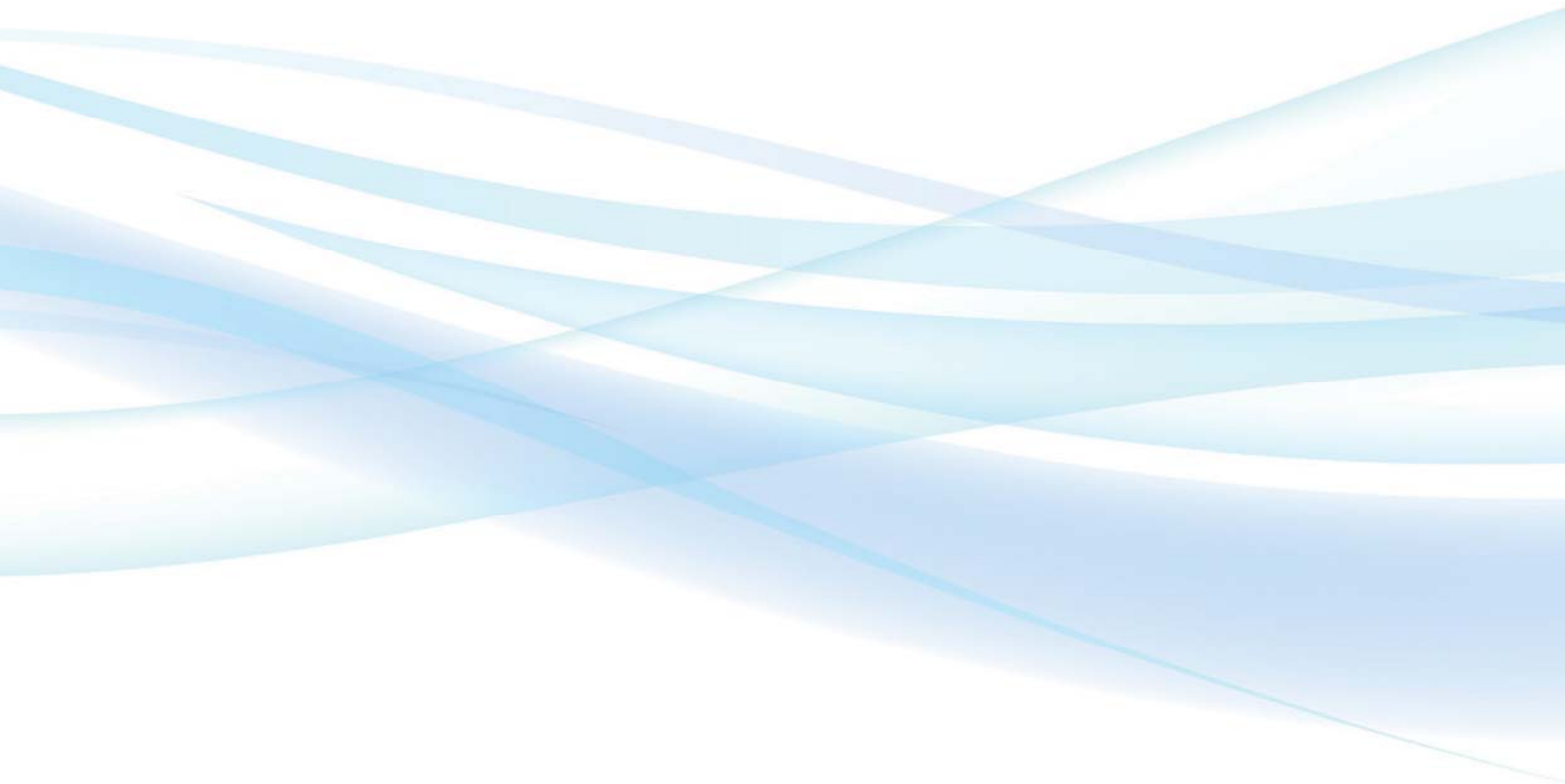


第2編 基本構想



第1章 村づくりの基本方針

住民生活の一層の質的向上と人口の急激な減少の抑制、地域のさらなる活性化に資するよう、住民一人ひとり、地域、企業、各種団体、行政等が共に取り組む村づくりの基本方針を以下のとおり設定します。

■誰もが安心して元気に暮らせる村づくり

出生から老後まで安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

子どもがのびのびと育つ子育て支援、若者が定住しやすい環境づくり、高齢者や障がい者が安心して暮らせ、学習や経験・技能が地域社会で活かされる場づくり、住民が安心して暮らせる村づくりを進めます。

■村全体が農村公園の美しい村づくり

村全体を農村公園ととらえ、農地と森・川を育み、中央・南アルプス、そして天竜川を望む雄大な景観の中で、住民が心豊かに快適に暮らし、訪れた人が癒やされる、美しい村づくりを進めます。

■村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる村づくり

村の魅力を活かした、農・商・工の連携による内発的・持続的発展により、若者が夢を持てる高い付加価値を実現し、農業を基盤に「日本で最も美しい村」連合ブランドを活かした元気な経営体が育つ村づくりを進めます。

■人々が絆（きずな）を実感できる村づくり

自助・互助・公助・共助の精神に立ち、絆（きずな）を大切に、すべての住民の知恵や能力が地域社会で活かされ、人と人との温かい結びつきを実感できる村づくりを進めます。

第2章 村の将来像

私たちの暮らす中川村は、東に南アルプス、西に中央アルプスの山並が連なり、その間を天竜川が流れる伊那谷の中央にあります。この大自然が与えてくれる恵みは、悠久のときを刻み現代まで私たちの暮らしを支えてくれています。また、この大自然の中で、独特の風土・文化が栄え、受け継がれてきました。

現在の日本は、人口減少社会、少子・高齢社会が到来し、縮小局面を迎えました。村でも、人口減少や高齢化の進行により、地域に様々な影を落とし始めています。

中川村は、平成30年（2018年）に村発足60年の節目を迎えました。人口減少時代においても、社会情勢の変化に対応しながら、引き続き住み良い環境を守りさらに地域の資源を活かして、持続可能な村づくりが必要です。

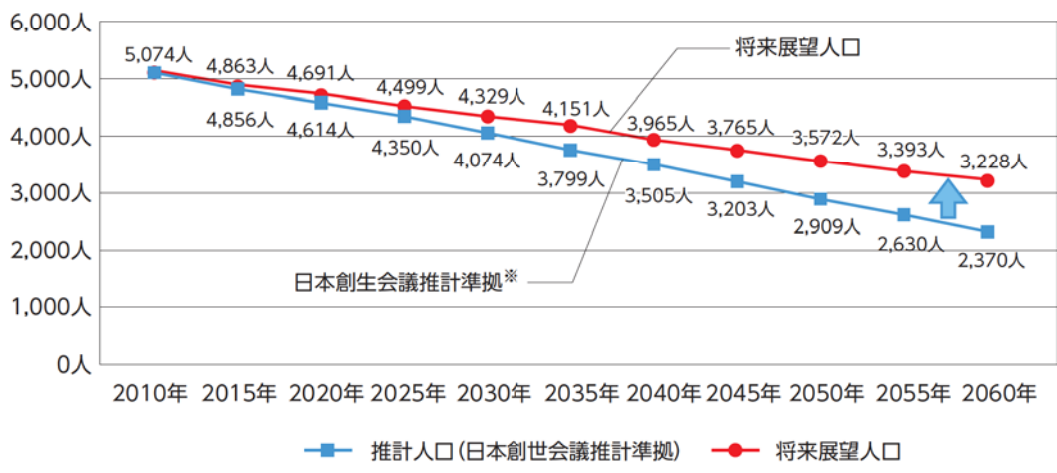
第6次総合計画においては、第5次総合計画の基本構想を継承し、次の将来像を掲げて、村民一人ひとりが元気に個性を活かして活躍できる村づくりを進めます。

〈中川村の将来像〉 一人ひとりの元気が活きる美しい村 “なかがわ”

第3章 人口の将来展望

現在の少子化の傾向や特に若者の地方から東京圏への人口流出が現在と同水準で推移した場合、中川村の人口は、平成27年（2015年）の約4,850人から令和42年（2060年）に2,300人程度まで減少するとの推計があります。

急激な人口減少を抑制するための施策を実施することにより、計画期間終了時の令和12年（2030年）に約4,300人、長期的な取り組みにより令和42年（2060年）に約3,200人の人口を展望します。



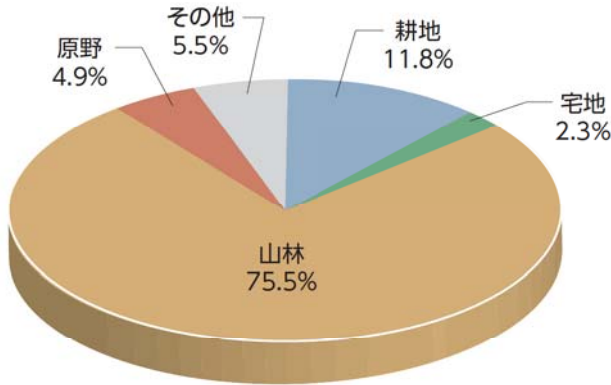
※ 日本創世会議準拠：全国の人口移動総数が平成22年（2010年）から平成27年（2015年）の推計値と同水準で推移すると仮定した推計。

第4章 土地利用構想

土地利用構想は、国、県が策定する国土利用計画に即し、これからの村の適正な土地利用に取り組むための基本的な方針を示すものです。

第1節 土地利用の現状と課題

①土地利用区別面積



年次 区分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
耕地	9.89	9.39	9.06	8.94	8.87	9.13
宅地	1.23	1.34	1.48	1.61	1.67	1.76
山林	41.14	42.31	43.33	58.32	58.74	58.15
原野	4.17	4.23	4.22	4.12	4.01	3.78
その他	30.30	19.46	18.96	4.06	3.76	4.23
総面積	76.73	76.73	77.05	77.05	77.05	77.05

※平成17年（2005年）以降については、保安林を山林として扱っている。

資料：村固定資産税概要調書ほか

②関係法令に基づく計画区域面積

関係法令の名称	計画区域の名称	計画区域面積 (ha)
都市計画法	都市計画区域	4,942.00
	用途地域	92.00
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	738.10
森林法	地域森林計画対象民有林	4,829.00
自然公園法	県立自然公園	289.35

③土地利用の課題

- ・ 中川村の土地（以下、「村土」という。）は、住民共有の生活基盤、生産基盤であり、限られた資源であることから、住民の理解と協働のもと、公共の福祉を十分考慮し、長期的視点に立った土地の利用を進める必要があります。
- ・ 人口減少、少子高齢化を背景として、空き家や低・未利用地の増加、農業の担い手不足による荒廃農地の増加など、村土を取り巻く環境は大きく変化しています。限られた資源である土地の有効活用と適正な管理が課題です。
- ・ 散在する宅地等は、公共のサービスを提供する上で効率が悪く、維持することが難しくなっています。効率の良い公共サービスを提供するための土地利用が課題です。
- ・ 村土の多くは天竜川や伊那山脈に端を発する河川、溪流により分断されるとともに、浸水や土砂災害による影響を受ける可能性があります。治山・治水対策などの防災機能の向上、森林の持つ保全機能の向上に配慮した土地利用が課題です。
- ・ 村の一部は、天竜川小渋水系県立自然公園に指定されるなど、多くの自然や生態系が残されている地域です。また、天竜川沿いに形成された坂戸峡や河岸段丘、農地に散在する住宅など悠久の歴史により形成された景観が村を特徴づけています。これら貴重な自然や景観を保全する土地利用が課題です。
- ・ 令和9年（2027年）に開通が予定されているリニア中央新幹線や、三遠南信自動車道の開通などの高速交通網の整備を、村のにぎわいの再生の契機と捉え、好循環を生み出す村土の利用が課題です。

第2節 土地利用の基本方針

土地利用の現状と課題を解決するために、土地利用の基本方針を示します。

①長期的視野に立った土地利用

村土は住民共有の生活基盤、生産基盤であることから、長期的な視点による土地利用を進めます。

②人口減少、少子高齢社会における土地利用

人口減少、少子高齢社会において、宅地や農地の管理者が不在になることによる荒廃等を未然に防止し、必要に応じて土地の流動化を図るなど、適正な管理と有効活用を進めます。

③安全で安心できる土地利用

村土の多くは土砂災害や浸水被害の恐れのある地域です。砂防、治山、治水等の事業を推進するとともに、著しい被害の恐れのある区域等では、土地利用の規制に配慮しつつ、安全で安心することのできる土地利用を進めます。

④自然環境や景観を活かした土地利用

自然が持つ多様な機能や生態系は、住民共有の貴重な財産であり、次世代へ継承するため、調和のとれた土地利用を進めます。

また、村土が形成する景観は、悠久の歴史が形成したものであり、土地利用の推進に際しては、この景観を保全し、村のにぎわいの再生につなげる土地利用を進めます。

⑤公共サービスを維持するための土地利用

人口減少社会において、一定の公共サービスを維持するためには、コンパクトな村づくりが必要です。将来にわたって効率の良い公共サービスを提供することのできる土地利用を進めます。

⑥高速交通網の整備を活かした土地利用

高速交通網の整備を契機ととらえ、その効果を地域づくりに活かすことのできる土地利用を進めます。

第1節 保健福祉分野

誰もが自分らしく暮らし続けることのできる “なかがわ”

①背景

日本は、かつて経験したことのない少子化による人口減少社会を迎えています。村でも、様々な要因により、少子高齢化が進んでいます。

若い世代が安心して子どもを産み、育てることのできる村づくりを進めるとともに、誰もが健やかに暮らし続けることのできる村づくりを進める必要があります。

②目指すべき方向

安心して子どもを産み・育てる環境を整備し、また、すべての住民が健康で自分らしさを発揮しながら、人と人とのつながりが地域の暮らしやすさを向上させることのできる “なかがわ” を目指します。

③目指すべき方向を実現するための政策

1) 少子化対策・子ども子育て支援

- 結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に対応した少子化対策を推進します。
- 子どもの成長を育む環境を整備します。
- 社会的援助が必要な子ども等を支援します。

2) 高齢者の社会参加と高齢者福祉サービスの推進

- 高齢者の社会参加を支援します。
- 高齢者福祉サービスを充実します。
- 介護保険制度を適正に運用します。

3) 障がい者福祉と地域福祉の推進

- 障がい者（児）の福祉を充実します。
- 地域福祉の充実とともに生活困窮世帯への支援を充実します。

4) 健康づくりの推進

- 健康増進への取り組みを推進します。
- こころの健康の取り組みを推進します。
- 地域医療を維持するとともに公的医療保険を適正に運用します。

第2節 教育・文化分野

悠久の歴史の中に人と文化が息づき郷土愛を育む“なかがわ”

①背景

高度情報化社会、グローバル社会を迎え、幼少期からの教育は社会の変化への迅速な対応を迫られています。このような中、小学校からの英語教育、ICT教育などの取り組みが始まっています。

また、若者の流出が人口減少の要因のひとつと考えられていることから、村では特色ある教育を通じて郷土愛の醸成やふるさとへの愛着を育む取り組みを行っています。

人口減少に伴う児童・生徒数の減少により、学校教育環境、生涯学習や生涯スポーツを取り巻く環境の変化が予想されます。

未来を担う人材を育成するため、教育の質の向上や郷土への愛着と誇りを醸成する取り組みを推進するとともに、実情に応じた学校教育や生涯学習等の在り方についての検討が必要です。

②目指すべき方向

生涯を通じ、家庭、地域、学校が連携して、郷土を愛し誇りに思う「人」を育て、悠久の歴史と文化を継承する「こころ豊かな教育」を行うことのできる“なかがわ”を目指します。

③目指すべき方向を実現するための政策

1) 未来を担う人材の育成と環境整備

- 幼児期から高等教育まで充実した教育環境を提供します。
- 子どもに応じた支援を充実します。
- 家庭、地域、学校が連携した教育を提供します。

2) 生涯学習の推進

- 生涯学習環境の充実に取り組みます。

3) 文化の継承と文化芸術の創造

- 文化財・文化の継承を支援します。
- 文化芸術の創造を支援します。

4) 生涯スポーツの推進

- 生涯スポーツへの取り組みを支援します。
- スポーツを通じた交流の拡大を支援します。

5) 国際交流・多文化共生社会の実現

- 国際交流や多文化共生への取り組みを支援します。

6) 人権の尊重

- 人権尊重への取り組みを支援します。

第3節 防災・減災、安全分野

誰もが安心・安全に暮らすことのできる “なかがわ”

①背景

村は地形的に自然災害を受けやすく、昭和36年（1961年）の三六災害に代表されるように過去にも全村的な豪雨災害を経験しています。また、東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

防犯・安全の点では、高齢者を中心に、特殊詐欺などの犯罪被害や交通事故に遭う危険性が高まっています。

大規模災害への備えや、事件・事故を未然に防ぎ、安心して、安全に住み続けられる村づくりへの取り組みが必要です。

②目指すべき方向

誰もが、安心して暮らし続けることのできる “なかがわ” を目指します。

③目指すべき方向を実現するための政策

1) 災害に強い地域づくりの推進

- 防災・減災への取り組みを推進します。
- 消防力※の充実強化と火災予防への取り組みを推進します。

2) 安心して暮らすことのできる地域づくりの推進

- 交通安全対策を推進します。
- 防犯対策を推進します。
- 消費生活に関するトラブルを防止します。

※ 消防力：火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対応その他の応急対応を遂行するための能力。

第4節 環境分野

多くの自然に育まれ持続可能で快適に

暮らし続けられる “なかがわ”

①背景

大気中の二酸化炭素濃度の増加に起因するとされている地球温暖化の進行により、地球規模での異常気象、気温上昇、生態系の変化などの影響が懸念されます。化石燃料の消費を削減し、二酸化炭素の発生を抑制することが必要です。

リニア中央新幹線関連工事に伴う環境保全への対応や公害の発生防止、顕在化している空き家問題などに適切に対応し、美しい村の自然環境を守り、持続可能で快適な生活環境を実現する村づくりへの取り組みが必要です。

②目指すべき方向

次世代に豊かな自然環境を継承するための保全に取り組むとともに、快適な生活環境と持続可能な社会を共に実現する“なかがわ”を目指します。

③目指すべき方向を実現するための政策

1) 環境負荷の少ない持続可能社会の実現

- 低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。
- 循環型社会の実現に取り組めます。

2) 美しい村の自然を活かした心地よい生活環境の実現

- 自然環境の保全に取り組めます。
- 公共用水域の水質汚濁の防止に取り組めます。
- 公害の発生防止に取り組めます。
- 特定空き家[※]などの空き家対策に取り組めます。

[※] 特定空き家：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。

いつまでも働き続けられ活気あふれる “なかがわ”

①背景

村では、農業を中心とした産業育成により村づくりを進めてきました。今後の国内市場の縮小を見据え、商工業と連携した農業振興や魅力ある地域づくりによる観光振興を図る必要があります。

しかし、生産年齢人口の減少により、農業を続けることが難しくなる農家の増加や、地域経済の縮小や後継者不足などにより、金融機関、ガソリンスタンド、商店などの生活利便施設の減少が危惧されます。

また、都会に流出した若者が帰郷しない理由のひとつに、希望に合う働く場の不足が考えられます。

誰もが安心して働き続けることのできる環境の整備が必要です。

②目指すべき方向

地域特性を活かした多様な産業が連携し、いつまでも働き続けることのできる就労の場の創出と、担い手の育成で、活力とにぎわいがある“なかがわ”を目指します。

③目指すべき方向を実現するための政策

1) 農林業の振興

- 担い手づくりと農地の有効利用を支援します。
- 生産振興と販売力の強化を支援します。
- 森林の保全と資源の活用を支援します。

2) 商工業の振興

- 商工業の強化を支援します。
- 地域の特性を活かした商工業の振興を支援します。
- 新たな産業の創出を支援します。

3) 観光の振興

- 観光資源の有効活用を支援します。
- DMO※との連携を推進します。
- インバウンド※観光を推進します。

※ DMO (Destination Management/Marketing Organization) : 地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりを推進するための法人。

※ インバウンド : 外国人の訪日旅行。

4) 就労支援

- 就労の促進を支援します。
- 勤労者福祉を充実します。

生活基盤が整い快適で暮らしやすい “なかがわ”

①背景

上下水道施設、道路橋りょう、村営住宅などの施設の老朽化を迎え、長期的な計画による維持、更新を図るため、村では、平成29年(2017年)3月に公共施設等総合管理計画を策定しています。人口減少社会においても安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境の維持や効率的な社会インフラの構築が必要です。

平成29年(2017年)3月に、中川村地域公共交通網形成計画を策定し、行政と地域づくり団体等の協働を進め、村営巡回バス、NPO タクシー^{*}や福祉有償運送事業^{*}などにより生活交通の維持を行っています。

今後も、社会インフラの計画的な整備や維持・管理、住民の生活を支えるサービスの提供により、快適で暮らしやすい暮らしを維持することが課題です。

②目指すべき方向

住民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために「小さな拠点」の形成を目指すとともに、生活機能の維持による快適な暮らしと活動ができる“なかがわ”を目指します。

③目指すべき方向を実現するための政策

1) 魅力ある地域づくりの推進

- “小さな拠点”の形成に取り組みます。
- 生活基盤の維持に取り組みます。
- 誰もが暮らしやすい村づくりを推進します。
- 地域資源を生かした景観の保全に取り組みます。

2) 交通環境の整備

- 公共交通機関の利用促進に取り組みます。
- 交通ネットワークの維持、形成に取り組みます。

^{*} NPOタクシー：市町村・地域住民等が、交通空白地域や不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進等を通じた地域の活性化を目的として、自らが主体的に企画する交通機関の総称。運行については、道路運送法第4条の許可を得た事業者が担う。

^{*} 福祉有償運送事業：タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者、身体障がい者等に対する十分なサービスが確保できないと認められる場合に、NPO、社会福祉法人等が自家用自動車を使用して会員に対して行う個別輸送サービス。

住民への行政サービスを維持しつつ持続可能な“なかがわ”

①背景

人口減少、特に生産年齢人口の減少は地方税収の減少など村の自主財源に大きく影響します。国全体で国税収入等が減少した場合は、地方交付税等の村の依存財源の減少につながる可能性があります。

学校、役場庁舎、社会教育施設などの公共施設の老朽化を迎え、長期的な計画による維持、更新を図るため、村では、平成29年（2017年）3月に公共施設等総合管理計画を策定しました。人口減少を背景に公共施設の維持管理に充てることのできる財源は制限されることが予想され、これまでどおりの施設を維持することは困難な状況となってきました。

長期的な視点のもと、住民一人ひとり、地域、企業、各種団体、行政等が共に取り組む協働の村づくりの推進や、持続可能な行政運営の取り組みが求められています。

②目指すべき方向

限られた行政資源を有効に活用し、サービスの「質」と「量」のバランスに配慮しつつ、協働の村づくりによる持続可能な“なかがわ”を目指します。

③目指すべき方向を実現するための政策

1) 住民が主役の地域づくり

- 協働の地域づくりを推進します。
- 地域づくり団体を育成支援します。
- 他地域との交流に取り組みます。

2) 持続可能な行財政運営

- 適正な行財政運営に努めます。
- 公共施設の最適な配置と管理運営に努めます。
- 質の高い行政サービスの提供に努めます。
- 効率的な行政運営のため広域行政に取り組みます。